

## 株主総会参考書類 別冊

### 別紙 A

株式交換契約書 (写)

### 別紙 B

株式会社クスリのアオキホールディングス 定款  
(写の一部)

### 別紙 C

過去 5 事業年度 (最終事業年度を除く) に係る  
株式会社クスリのアオキホールディングス 貸借対照表

### 別紙 D

株式会社クスリのアオキホールディングス  
最終事業年度計算書類等

株式会社クスリのアオキ

## 別紙A

### 株式交換契約書 (写)

株式会社クスリのアオキホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社クスリのアオキ（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

#### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社クスリのアオキホールディングス

住所：石川県白山市東一番町2番地

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社クスリのアオキ

住所：石川県白山市松本町2512番地

#### 第3条（株式交換に際して割当交付する株式）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数と同数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して行われる前項の対価の割当てについて、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

#### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金 996,743,200円

(2) 資本準備金 会社計算規則第39条第1項に規定する株主資本等変動額から996,743,200円を控除した額

(3) 利益準備金 0円

#### 第5条（株式交換に際して交付する甲の新株予約権及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対し、本割当対象新株予約権者が所有する下表の左欄に記載された乙の新株予約権に代わり、当該新株予約権1個につき当該新株予約権に対応する下表の右欄に記載された甲の新株予約権1個を割当交付する。

乙の新株予約権	甲の新株予約権
第4回新株予約権 (内容は、別紙1-1記載のとおり)	第1回新株予約権 (内容は、別紙2-1記載のとおり)
第5回新株予約権 (内容は、別紙1-2記載のとおり)	第2回新株予約権 (内容は、別紙2-2記載のとおり)
第6回新株予約権 (内容は、別紙1-3記載のとおり)	第3回新株予約権 (内容は、別紙2-3記載のとおり)

#### 第6条 (株式交換の効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日 (以下「効力発生日」という。) は、平成28年11月21日とする。ただし、本株式交換の手続の進行に応じ必要あるときは、甲乙協議して合意のうえ、これを変更することができる。

#### 第7条 (株式交換契約の承認株主総会)

1. 甲は、会社法第795条第1項に定める定時株主総会を平成28年8月18日に開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議して合意のうえ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議に係る株主総会の開催日を変更することができる。
2. 乙は、会社法第783条第1項に定める定時株主総会を平成28年8月18日に開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議して合意のうえ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議に係る株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条 (乙による自己株式の消却)

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において乙が保有する自己株式 (会社法第785条の規定に基づく乙の株主による株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。) の全部を基準時まで消却する。

#### 第9条 (会社財産の管理)

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議して合意のうえ、これを行う。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、その普通株式1株を66,666株とする株式の分割及び第三者割当増資による新株式40株の発行を行うものとする。

#### 第10条 (剰余金の配当)

1. 甲は、平成28年5月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、平成28年8月18日開催予定の定時株主総会における承認を得て、普通株式1株につき5円を上限として、剰余金の配当を行うことができる。

2. 乙は、平成28年5月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、取締役会における承認を得て、普通株式1株につき6円25銭を上限として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会の承認が得られない場合
- (2) 効力発生日の前日までに、第7条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合
- (3) 次条に従い本契約が解除された場合
- (4) 本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日の前日までに得られない場合

#### 第12条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議して合意のうえ、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

#### 第13条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議して合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年6月30日

甲：石川県白山市東一番町2番地  
株式会社クスリのアオキホールディングス  
代表取締役社長 青木 宏憲 ⑩

乙：石川県白山市松本町2512番地  
株式会社クスリのアオキ  
代表取締役社長 青木 宏憲 ⑩

(別紙1-1)

株式会社クスリのアオキ第4回新株予約権の内容

1. 会社の商号  
株式会社クスリのアオキ
2. 本新株予約権の割当日  
平成25年9月25日
3. 本新株予約権の数  
145個
4. 本新株予約権の払込金額  
無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。）
5. 本新株予約権の目的である株式の数
  - (1) 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「目的株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式14,500株とする。
  - (3) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$
  - (4) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。
6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。  
(当初行使価額)  
新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値が新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

- (2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

- (3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

#### 7. 本新株予約権を行使することができる期間

平成27年10月1日から平成29年9月30日までの期間とする。

#### 8. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
- (2) 上記(1)ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

#### 9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書（以下、「請求書」という。）に、行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日（以下、「行使日」という。）、その他必要事項を記載し、記名捺印のうえ、法令及び取引所規則等並びに当社の要請により要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所（以下、「受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を次項に定める払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。
- (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- (3) 受付場所は、当社財務企画・IR室又はその業務を承継する部署とする。

10. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所  
本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）は、株式会社北國銀行松任支店又はその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。
11. 本新株予約権の行使の効力  
新株予約権の行使の効力は、前2項の規定に従い、請求書及び添付書類が受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じ、新株予約権を行使した新株予約権者は、かかる効力が生じた日に当該新株予約権の目的である株式の株主となる。
12. 端数処理  
本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。
13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。
14. 本新株予約権の取得
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 本新株予約権者が第8項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
  - (3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
  - (4) 前3号の場合における手続は、当社が定めるところによる。
15. 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

16. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権者への通知

当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

18. 合併等における新株予約権の交付

(1) 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約（以下、総称して「合併契約」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社（以下、総称して「存続会社」という。）の新株予約権を交付することができる。

(2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約において別に定める場合はこの限りではない。

(a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社の株式の数

交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併の効力発生直前ににおける目的株式数}}{\text{合併契約に定める当社の株式1株に対する存続会社の株式の割当ての比率（以下、「割当比率」という。）}}$$

(b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

(3) 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は前号を準用し、同号における「存続会社」は「吸収分割承継会社」と、「合併」は「吸収分



割」と、「合併契約」は「吸収分割契約」と、それぞれ読み替える。ただし、吸収分割契約において別に定める場合はこの限りではない。

- (4) 当社は、新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「新設分割設立会社」と、「合併」は「新設分割」と、「合併契約」は「新設分割計画」と、それぞれ読み替える。
- (5) 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式交換完全親会社」と、「合併」は「株式交換」と、「合併契約」は「株式交換契約」と、それぞれ読み替える。ただし、株式交換契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (6) 当社は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式移転設立完全親会社」と、「合併」は「株式移転」と、「合併契約」は「株式移転計画」と、それぞれ読み替える。

以上

(別紙1-2)

#### 株式会社クスリのアオキ第5回新株予約権の内容

1. 会社の商号  
株式会社クスリのアオキ
2. 本新株予約権の割当日  
平成26年9月25日
3. 本新株予約権の数  
288個
4. 本新株予約権の払込金額  
無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。）

5. 本新株予約権の目的である株式の数

- (1) 本新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「目的株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式28,800株とする。
- (3) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

- (4) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。

（当初行使価額）

新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値が新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

- (2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

- (3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

7. 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月1日から平成30年9月30日までの期間とする。

8. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8

項により定義される会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

- (2) 上記(1)ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

## 9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書(以下、「請求書」という。)に、行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日(以下、「行使日」という。)、その他必要事項を記載し、記名捺印のうえ、法令及び取引所規則等並びに当社の要請により要求されるその他の書類(以下、「添付書類」という。)を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所(以下、「受付場所」という。)に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を次項に定める払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。
- (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- (3) 受付場所は、当社管理本部 財務企画・IR課又はその業務を承継する部署とする。

## 10. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所(以下、「払込取扱場所」という。)は、株式会社北國銀行松任支店又はその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。

## 11. 本新株予約権の行使の効力

新株予約権の行使の効力は、前2項の規定に従い、請求書及び添付書類が受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じ、新株予約権を行使した新株予約権者は、かかる効力が生じた日に当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

12. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が第8項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 前3号の場合における手続は、当社が定めるところによる。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

16. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権者への通知

当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

18. 合併等における新株予約権の交付

- (1) 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約（以下、総称して「合併契約」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合

併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社（以下、総称して「存続会社」という。）の新株予約権を交付することができる。

- (2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約において別に定める場合はこの限りではない。

(a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社の株式の数

交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併の効力発生直前ににおける目的株式数}}{\text{合併の効力発生直前ににおける目的株式数}} \times \frac{\text{合併契約に定める当社の株式1株に対する存続会社の株式の割当ての比率}}{\text{比率（以下、「割当比率」という。）}}$$

(b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

- (3) 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は前号を準用し、同号における「存続会社」は「吸収分割承継会社」と、「合併」は「吸収分割」と、「合併契約」は「吸収分割契約」と、それぞれ読み替える。ただし、吸収分割契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (4) 当社は、新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「新設分割設立会社」と、「合併」は「新設分割」と、「合併契約」は「新設分割計画」と、それぞれ読み替える。
- (5) 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準

用し、同号における「存続会社」は「株式交換完全親会社」と、「合併」は「株式交換」と、「合併契約」は「株式交換契約」と、それぞれ読み替える。ただし、株式交換契約において別に定める場合はこの限りではない。

- (6) 当社は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式移転設立完全親会社」と、「合併」は「株式移転」と、「合併契約」は「株式移転計画」と、それぞれ読み替える。

以 上

(別紙1－3)

株式会社クスリのアオキ第6回新株予約権の内容

1. 会社の商号  
株式会社クスリのアオキ
2. 本新株予約権の割当日  
平成27年9月25日
3. 本新株予約権の数  
154個
4. 本新株予約権の払込金額  
無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。）
5. 本新株予約権の目的である株式の数
  - (1) 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「目的株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式15,400株とする。
  - (3) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$
  - (4) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

## 6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。

（当初行使価額）

新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値が新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

- (2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

- (3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

## 7. 本新株予約権を行使することができる期間

平成29年10月1日から平成31年9月30日までの期間とする。

## 8. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、又は執行役員を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
- (2) 上記(1)ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

## 9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書（以下、「請求書」という。）に、行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日（以下、「行使日」という。）、その他必要事項を記載し、記名捺印のうえ、法令及び取引所規則等並びに当社の要請により要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所（以下、「受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を次項に定める払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。
- (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- (3) 受付場所は、経営企画課又はその業務を承継する部署とする。

## 10. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）は、株式会社北國銀行本店営業部又はその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。

## 11. 本新株予約権の行使の効力

新株予約権の行使の効力は、前2項の規定に従い、請求書及び添付書類が受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じ、新株予約権を行使した新株予約権者は、かかる効力が生じた日に当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

## 12. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

## 13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

## 14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、



当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 本新株予約権者が第8項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 前3号の場合における手続は、当社が定めるところによる。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

16. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権者への通知

当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

18. 合併等における新株予約権の交付

- (1) 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約（以下、総称して「合併契約」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社（以下、総称して「存続会社」という。）の新株予約権を交付することができる。

- (2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約において別に定める場合はこの限りではない。

(a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社の株式の数

交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約に定める当社の株式1株に対する存続会社の株式の割当ての比率（以下、「割当比率」という。）}}$$

(b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継

目的株式数1株当たりの出資価額(以下、「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

- (3) 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割(以下、「本吸収分割」という。)を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は前号を準用し、同号における「存続会社」は「吸収分割承継会社」と、「合併」は「吸収分割」と、「合併契約」は「吸収分割契約」と、それぞれ読み替える。ただし、吸収分割契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (4) 当社は、新設分割(以下、「本新設分割」という。)を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「新設分割設立会社」と、「合併」は「新設分割」と、「合併契約」は「新設分割計画」と、それぞれ読み替える。
- (5) 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」という。)を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式交換完全親会社」と、「合併」は「株式交換」と、「合併契約」は「株式交換契約」と、それぞれ読み替える。ただし、株式交換契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (6) 当社は、株式移転(以下、「本株式移転」という。)を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式移転設立完全親会社」と、「合併」は「株式移転」と、「合併契約」は「株式移転計画」と、それぞれ読み替える。

以上

(別紙2-1)

株式会社クスリのアオキホールディングス第1回新株予約権の内容

1. 会社の商号

株式会社クスリのアオキホールディングス

2. 本新株予約権の割当日

平成28年11月21日

3. 本新株予約権の払込金額

無償(本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。)

4. 本新株予約権の目的である株式の数

(1) 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下、「目的株式数」という。)は、当社普通株式400株とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

(3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額(以下、「出資価額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、1,803円とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

(3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

6. 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年11月21日から平成29年9月30日までの期間とする。

## 7. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
- (2) 上記(1)ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

## 8. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書（以下、「請求書」という。）に、行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日（以下、「行使日」という。）、その他必要事項を記載し、記名捺印のうえ、法令及び取引所規則等並びに当社の要請により要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所（以下、「受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を次項に定める払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。
- (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- (3) 受付場所は、経営企画課又はその業務を承継する部署とする。

## 9. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）は、株式会社北國銀行本店営業部又はその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。

## 10. 本新株予約権の行使の効力

新株予約権の行使の効力は、前2項の規定に従い、請求書及び添付書類が受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じ、新株予約権を行使した新株予約権者は、かかる効力が生じた日に当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

11. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

12. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権者が第7項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(4) 前3号の場合における手続は、当社が定めるところによる。

14. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権者への通知

当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

17. 合併等における新株予約権の交付

(1) 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約（以下、総称して「合併契約」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合

併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社（以下、総称して「存続会社」という。）の新株予約権を交付することができる。

(2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約において別に定める場合はこの限りではない。

(a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社の株式の数

交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併の効力発生直前ににおける目的株式数}}{\text{合併の効力発生直前ににおける目的株式数}} \times \frac{\text{合併契約に定める当社の株式1株に対する存続会社の株式の割当ての比率}}{\text{合併契約に定める当社の株式1株に対する存続会社の株式の割当ての比率}} \quad (\text{以下、「割当比率」という。})$$

(b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

(3) 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は前号を準用し、同号における「存続会社」は「吸収分割承継会社」と、「合併」は「吸収分割」と、「合併契約」は「吸収分割契約」と、それぞれ読み替える。ただし、吸収分割契約において別に定める場合はこの限りではない。

(4) 当社は、新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「新設分割設立会社」と、「合併」は「新設分割」と、「合併契約」は「新設分割計画」と、それぞれ読み替える。

(5) 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準

用し、同号における「存続会社」は「株式交換完全親会社」と、「合併」は「株式交換」と、「合併契約」は「株式交換契約」と、それぞれ読み替える。ただし、株式交換契約において別に定める場合はこの限りではない。

- (6) 当社は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式移転設立完全親会社」と、「合併」は「株式移転」と、「合併契約」は「株式移転計画」と、それぞれ読み替える。

以 上

(別紙2-2)

株式会社クスリのアオキホールディングス第2回新株予約権の内容

1. 会社の商号

株式会社クスリのアオキホールディングス

2. 本新株予約権の割当日

平成28年11月21日

3. 本新株予約権の払込金額

無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。）

4. 本新株予約権の目的である株式の数

(1) 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「目的株式数」という。）は、当社普通株式200株とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

(3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当た

りの出資価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、2,453円とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。

- (2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

- (3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

#### 6. 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年11月21日から平成30年9月30日までの期間とする。

#### 7. 本新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

(2) 上記(1)ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(4) その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

#### 8. 本新株予約権の行使の方法

(1) 新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書（以下、「請求書」という。）に、行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日（以下、「行使日」という。）、その他必要事項を記載し、記名捺印のうえ、法令及び取引所規則等並びに当社の要請により要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所（以下、「受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を次項に定める払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。



- (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- (3) 受付場所は、経営企画課又はその業務を承継する部署とする。

9. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）は、株式会社北國銀行本店営業部又はその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。

10. 本新株予約権の行使の効力

新株予約権の行使の効力は、前2項の規定に従い、請求書及び添付書類が受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じ、新株予約権を行使した新株予約権者は、かかる効力が生じた日に当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

11. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

12. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が第7項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 前3号の場合における手続は、当社が定めるところによる。

14. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権者への通知

当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

17. 合併等における新株予約権の交付

(1) 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約（以下、総称して「合併契約」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社（以下、総称して「存続会社」という。）の新株予約権を交付することができる。

(2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約において別に定める場合はこの限りではない。

(a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社の株式の数

交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約に定める当社の株式1株に対する存続会社の株式の割当ての比率（以下、「割当比率」という。）}}$$

(b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

(3) 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約

権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は前号を準用し、同号における「存続会社」は「吸収分割承継会社」と、「合併」は「吸収分割」と、「合併契約」は「吸収分割契約」と、それぞれ読み替える。ただし、吸収分割契約において別に定める場合はこの限りではない。

- (4) 当社は、新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「新設分割設立会社」と、「合併」は「新設分割」と、「合併契約」は「新設分割計画」と、それぞれ読み替える。
- (5) 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式交換完全親会社」と、「合併」は「株式交換」と、「合併契約」は「株式交換契約」と、それぞれ読み替える。ただし、株式交換契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (6) 当社は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式移転設立完全親会社」と、「合併」は「株式移転」と、「合併契約」は「株式移転計画」と、それぞれ読み替える。

以 上

(別紙2-3)

株式会社クスリのアオキホールディングス第3回新株予約権の内容

1. 会社の商号

株式会社クスリのアオキホールディングス

2. 本新株予約権の割当日

平成28年11月21日

3. 本新株予約権の払込金額

無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。）

#### 4. 本新株予約権の目的である株式の数

- (1) 本新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「目的株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
- (2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \frac{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}{\text{率}}$$

- (3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

#### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、6,125円とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。
- (2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

- (3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

#### 6. 本新株予約権を行使することができる期間

平成29年10月 1 日から平成31年 9 月30日までの期間とする。

#### 7. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条第 8 項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、又は執行役員を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
- (2) 上記 (1) ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

#### 8. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書（以下、「請求書」という。）に、行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日（以下、「行使日」という。）、その他必要事項を記載し、記名捺印のうえ、法令及び取引所規則等並びに当社の要請により要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所（以下、「受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を次項に定める払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。
- (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- (3) 受付場所は、経営企画課又はその業務を承継する部署とする。

#### 9. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）は、株式会社北國銀行本店営業部又はその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。

#### 10. 本新株予約権の行使の効力

新株予約権の行使の効力は、前2項の規定に従い、請求書及び添付書類が受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じ、新株予約権を行使した新株予約権者は、かかる効力が生じた日に当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

#### 11. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

#### 12. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が第7項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 前3号の場合における手続は、当社が定めるところによる。

14. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権者への通知

当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

17. 合併等における新株予約権の交付

- (1) 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約（以下、総称して「合併契約」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社（以下、総称して「存続会社」という。）の新株予約権を交付することができる。
- (2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約において別に定める場合はこの限りではない。

(a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社の株式の数

交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併の効力発生直前ににおける目的株式数}}{\text{合併契約に定める当社の株式1株に対する存続会社の株式の割当ての比率（以下、「割当比率」という。）}}$$

(b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

- (3) 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は前号を準用し、同号における「存続会社」は「吸収分割承継会社」と、「合併」は「吸収分割」と、「合併契約」は「吸収分割契約」と、それぞれ読み替える。ただし、吸収分割契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (4) 当社は、新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「新設分割設立会社」と、「合併」は「新設分割」と、「合併契約」は「新設分割計画」と、それぞれ読み替える。
- (5) 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式交換完全親会社」と、「合併」は「株式交換」と、「合併契約」は「株式交換契約」と、それぞれ読み替える。ただし、株式交換契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (6) 当社は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式移転設立完全親会社」と、「合併」は「株式移転」と、「合併契約」は「株式移転計画」と、それぞれ読み替える。

以上

## 別紙B

### 株式会社クスリのアオキホールディングス 定款 (写の一部)

#### 第1章 総則

##### (商号)

第1条 当社は、株式会社クスリのアオキホールディングスと称し、英文では、KUSURI NO AOKI HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

##### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 医薬品の製造及び販売
- (2) 毒物、劇物販売、調剤、医療機関で使用する麻薬取扱業
- (3) 化粧品、乳製品、医薬部外品、健康食品、医療機器、衛生用品、日用雑貨品、米穀類の販売
- (4) 酒類、煙草、収入印紙及び郵便切手の販売
- (5) 不動産の賃貸及び維持管理に関する業務
- (6) 損害保険代理業務
- (7) 生命保険の募集に関する業務
- (8) 特定健康診査、特定保健指導並びに健康に関する指導及び業務支援並びにその実施
- (9) 健康増進啓発、相談助言に対し専門職の派遣並びに人材の育成
- (10) 前各号に附帯する一切の業務

2. 前項のほか、当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 株式、社債等有価証券の保有並びに運用業務
- (2) 前号に附帯する一切の業務

##### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を石川県白山市に置く。

##### (機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役（公告方法）

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。



## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第8条 当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式の譲渡制限)

第10条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社取締役会の承認を要する。当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合においては当社が承認したものとみなす。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び株主の権利行使に関連する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年8月20日までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月20日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

## 第5章 監査役

(員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年5月21日から翌年5月20日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月20日とする。

2. 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 第7章 附 則

(設立時代表取締役)

第39条 第1条に定める商号の効力発生後の最初の代表取締役は青木宏憲とする。

(施行日)

第40条 本定款は石川県白山市東一番町2番地に所在する有限会社二階堂の商号を変更して設立する株式会社クスリのアオキホールディングスにつき作成したものであって、商号変更が効力を生じた日からこれを施行するものとする。

(有効期限)

第41条 本附則は、設立時代表取締役の任期満了の時まで有効とし、当該日の経過をもってこれを削除する。

別紙C 過去5事業年度（最終事業年度を除く）に係る株式会社クスリのアオキ  
ホールディングス 貸借対照表

## 貸借対照表

（平成24年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1	流 動 負 債	75
		未 払 法 人 税 等	0
		短 期 借 入 金	75
現 金 及 び 預 金	1	預 り 金	0
		固 定 負 債	694
		繰 延 税 金 負 債	694
立 替 金	0	負 債 合 計	770
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	77
固 定 資 産	2,190	資 本 金	3
		利 益 剰 余 金	74
		そ の 他 利 益 剰 余 金	74
		繰 越 利 益 剰 余 金	74
投 資 そ の 他 の 資 産	2,190	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,343
		そ の 他 有 価 証 券	1,343
		評 価 差 額 金	1,343
投 資 有 価 証 券	2,190	純 資 産 合 計	1,421
資 産 合 計	2,191	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,191

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4	流 動 負 債	51
現 金 及 び 預 金	4	未 払 法 人 税 等	1
立 替 金	0	短 期 借 入 金	50
繰 延 税 金 資 産	0	預 り 金	0
		未 払 金	0
固 定 資 産	7,350	固 定 負 債	2,453
投 資 其 他 の 資 産	7,350	繰 延 税 金 負 債	2,453
投 資 有 価 証 券	7,350	負 債 合 計	2,505
長 期 前 払 費 用	0	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	7,354	株 主 資 本	104
		資 本 金	3
		利 益 剰 余 金	101
		その 他 利 益 剰 余 金	101
		繰 越 利 益 剰 余 金	101
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,744
		其 他 有 価 証 券	4,744
		評 価 差 額 金	4,744
		純 資 産 合 計	4,849
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,354

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	11	流動負債	31
現金及び預金	9	未払法人税等	1
未収還付法人税等	1	短期借入金	30
繰延税金資産	0	預り金	0
		未払金	0
固定資産	6,660	固定負債	2,218
投資その他の資産	6,660	繰延税金負債	2,218
投資有価証券	6,660	負債合計	2,250
長期前払費用	0	純 資 産 の 部	
		株主資本	131
資産合計	6,671	資本金	3
		利益剰余金	128
		その他利益剰余金	128
		繰越利益剰余金	128
		評価・換算差額等	4,289
		その他有価証券 評価差額金	4,289
		純資産合計	4,421
		負債・純資産合計	6,671



# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13	流 動 負 債	17
		未 払 法 人 税 等	1
現 金 及 び 預 金	9	短 期 借 入 金	15
		預 り 金	0
未 収 還 付 法 人 税 等	3	未 払 金	0
		固 定 負 債	6,104
繰 延 税 金 資 産	0	繰 延 税 金 負 債	6,104
		負 債 合 計	6,122
固 定 資 産	18,074	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	162
投 資 そ の 他 の 資 産	18,074	資 本 金	3
		利 益 剰 余 金	159
投 資 有 価 証 券	18,074	そ の 他 利 益 剰 余 金	159
		繰 越 利 益 剰 余 金	159
資 産 合 計	18,088	評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,803
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,803
		純 資 産 合 計	11,965
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,088

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7	流 動 負 債	0
現金及び預金	0	未払法人税等	0
未収還付法人税等	6	固 定 負 債	8,334
繰延税金資産	0	繰延税金負債	8,334
固 定 資 産	24,600	負 債 合 計	8,334
投資その他の資産	24,600	純 資 産 の 部	
投資有価証券	24,600	株 主 資 本	158
		資 本 金	3
		利 益 剰 余 金	155
		その他利益剰余金	155
		繰越利益剰余金	155
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	16,114
		その他有価証券 評 価 差 額 金	16,114
		純 資 産 合 計	16,272
資 産 合 計	24,607	負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,607

別紙D 株式会社クスリのアオキホールディングス 最終事業年度計算書類等

(第18期) 決算報告書

自 平成28年4月1日

至 平成28年5月20日

## 貸借対照表

(平成28年5月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7	流 動 負 債	1
現金及び預金	0	未払法人税等	0
未収還付法人税等	6	預り金	0
立替金	0	未払金	0
繰延税金資産	0	固 定 負 債	8,757
固 定 資 産	25,840	繰延税金負債	8,757
投資その他の資産	25,840	負 債 合 計	8,758
投資有価証券	25,840	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	25,847	株 主 資 本	157
		資 本 金	3
		利 益 剰 余 金	154
		その他利益剰余金	154
		繰越利益剰余金	154
		評価・換算差額等	16,931
		その他有価証券 評価差額金	16,931
		純 資 産 合 計	17,089
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,847

## 損 益 計 算 書

自 平成28年4月1日  
至 平成28年5月20日

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	-
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	0
営 業 損 失	△0
経 常 損 失	△0
税 引 前 当 期 純 損 失	△0
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	0
法 人 税 等 調 整 額	△0
当 期 純 損 失	△0

## 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成28年4月1日  
至 平成28年5月20日

(単位：百万円)

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計	
	資 本 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 証 券 評 価 差 額 金		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
		繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	3	155	155	158	16,114	16,114	16,272
事 業 年 度 中 の 変 動							
当 期 純 損 失		△0	△0	△0			△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )					817	817	817
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	△0	△0	△0	817	817	816
当 期 末 残 高	3	154	154	157	16,931	16,931	17,089

## 個別注記表

自 平成28年4月1日

至 平成28年5月20日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方針を採用しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済み株式総数 60株

3. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たり純資産額は、284,817,395.73円であります。

(2) 一株当たり当期純損失は、△14,699.87円であります。

# 事業報告

自 平成28年4月1日

至 平成28年5月20日

## 1. 現況に関する事項

### (1) 事業の経過

当事業年度においては、株式、社債等有価証券の保有につきまして、前事業年度から変動はありませんでした。

なお、平成28年5月16日の定時株主総会において、事業年度等を変更する定款一部変更決議を行い、同日付で定款変更を実施いたしました。

### (2) 営業の結果

売上高 ー

経常損失 △0百万円

当期純損失 △0百万円

### (3) 主要な事業

株式、社債等有価証券の保有並びに運用業務

### (4) 使用人の状況

株式会社クスリのアオキからの出向者4名

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年5月20日現在）

発行可能株式総数 60株

発行済株式総数 60株

株主数 4名

持株比率 青木 宏憲 43.3%

青木 孝憲 33.3%

青木 桂生 16.7%

青木 幸子 6.7%

## 3. 会社の役員に関する事項（平成28年5月20日現在）

代表取締役 青木 宏憲

取締役 青木 孝憲

取締役 青木 桂生